

別表第3（第4条、第5条関係）

補助事業名	住宅段階的耐震改修支援事業
補助対象経費	<p>既存木造住宅（戸建住宅及び併用住宅に限る）の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費</p> <p>耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。</p>
補助要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの</p> <p>①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの</p> <p>②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が0.7未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果Iw値が0.7未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評点が0.7未満と診断された住宅に係るもの</p> <p>③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が0.7以上となるもの</p> <p>④対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。</p> <p>⑤田野町住宅耐震改修設計費補助事業を終了していること。</p>
補助額（上限）	<p>限度額</p> <p>648,000円／棟</p> <p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>